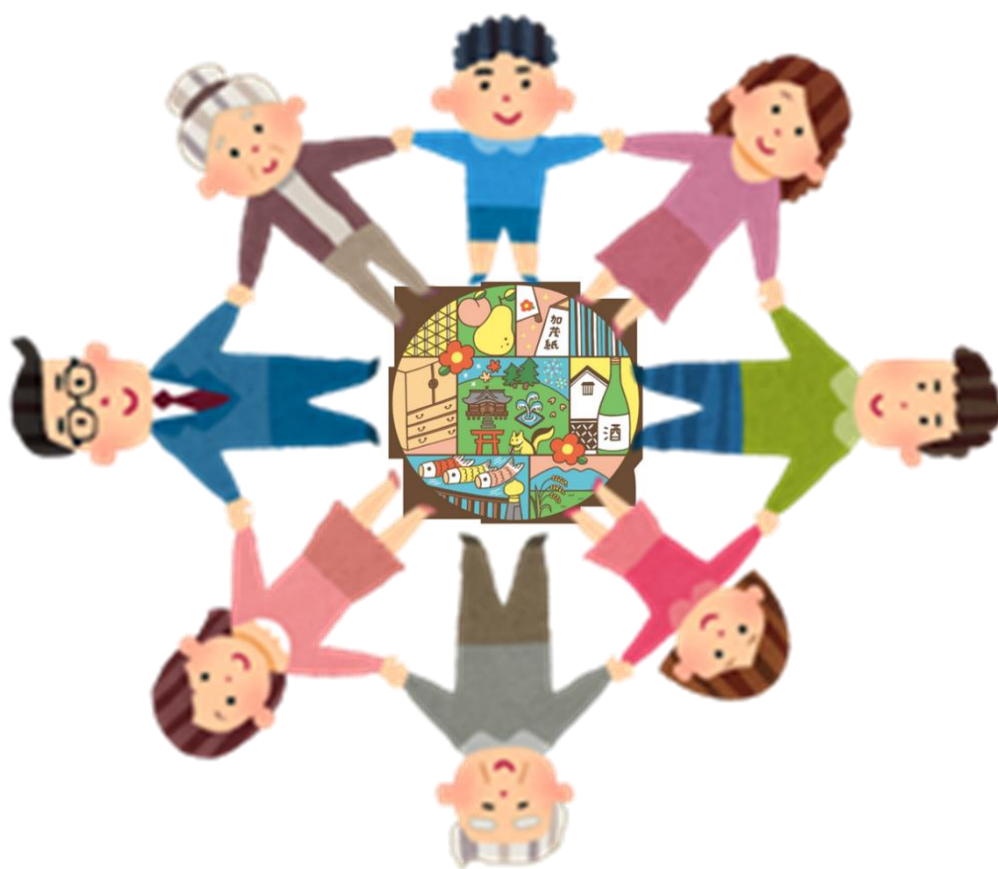




認知症とともに生きる 笑顔あふれるまち加茂基本条例 (案)



条文・逐条解説



加茂市
KAMO CITY

目次

第1章 総則

前文 1

第1条 目的 3

第2条 定義 4

第3条 基本理念 6

第2章 市の責務及び各機関の役割

第4条 市の責務 7

第5条 市民の役割 8

第6条 関係機関の役割 9

第7条 事業者の役割 10

第3章 認知症基本的施策

第8条 認知症の予防と備え 11

第9条 知識の普及及び人材育成 12

第10条 地域づくり及び社会参加の推進 14

第11条 権利擁護 16

第12条 認知症施策検討委員会 18

第13条 財政上の措置 18

(前文)

市の高齢化率は現在、39%を超え、65 歳以上の高齢者の 5 人に 1 人が認知症と推計されています。今後さらに上昇を続け、2040 年には高齢化率は 45%と、全国平均の 35%を大きく上回り、認知症の人の数も 65 歳以上の高齢者の約 4 人に 1 人と推計されます。もはや認知症は誰もが関わる可能性のある身近な病気となっています。

市は 2021 年におよそ四半世紀ぶりに総合計画を策定し、「笑顔あふれるまち加茂」の将来像を定め、高齢福祉分野において、「住み慣れた地域で、支えあい安心して暮らせるまち」を目指し、取り組みを進めています。

市では約 20 年後には、人口減少、超高齢社会が進行し、担い手とされる生産年齢人口が、高齢者人口を下回ることが分かっています。

総合計画にある「住み慣れた地域で、支えあい安心して暮らせるまち」の実現には、認知症を「自分事」とし、「何も分からなくなった人」という偏見を持たず、一人ひとりが認知症と向き合い、予防と備えを行うことが重要です。

認知症施策を総合的かつ計画的に推進し、認知症の人もそうでない人も誰もが尊厳を保ち、ともに支えあい、「担い手」「受け手」という関係を超えた共生のまちを実現することができるようこの条例を制定します。

【解説】

- ・市が、条例を制定するにあたっての背景や意図を示しています。
- ・子どもから大人まで誰もが理解できるよう、やわらかな口語体表記とし、条文とは分けた表記としました。
- ・国は、認知症の人を含めた国民一人ひとりがその個性と能力を十分に発揮し、相互に人格と個性を尊重しつつ支えあい共生する活力ある社会の実現のため、2023 年に認知症基本法を制定しました。認知症は、誰もが関わる可能性があります。人口減少、超高齢社会が進行している市では、認知症を正しく理解し、自分事として捉え、認知症の備えと予防を行っていくことが重要と考えます。
- ・市の人口は令和 6 年 9 月 1 日現在_____人で、高齢化率は_____%、2040 年には人口約 18,000 人で高齢化率は 45%（全国平均 35%）に達するとともに、2045 年には生産年齢人口が高齢者人口を下回り、担い手の減少が見込まれます。65 歳以上であっても担い手となる元気な高齢者を増やし、認知症を個人の課題として考えることなく、市全体の課題として取り組む意識が必要です。
- ・認知症高齢者をはじめとする高齢者や若年性認知症の人を特別扱いすることなく、誰もが尊厳を保ちながら役割を持って、その持てる能力を発揮し、世代

や分野を超えてつながることができる「笑顔あふれるまち 加茂」を目指しこの条例を制定します。

(目的)

第1条 この条例は、認知症の人もそうでない人もともに支えあい、誰もが尊厳を保ちながら安心して健やかに暮らせるまちを目指し、基本理念を定め、それぞれの役割を明らかにするとともに、認知症施策の基本となる事項を示し、総合的かつ計画的に推進し「笑顔あふれるまち 加茂」の実現に寄与することを目的とする。

【解説】

この条例は、認知症施策に関する基本理念に基づき、市の責務、市民、関係機関及び事業者の役割を明らかにし、全ての人が連携するための、基本的事項を定めています。

この条例を制定することで、誰もが関わる可能性がある認知症を自分事とし、ともに支えあい、誰もが尊厳を保ちながら安心して健やかに暮らせる「笑顔あふれるまち 加茂」の実現のために、認知症に関する施策を総合的かつ計画的に推進することを意思表示しています。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 認知症 アルツハイマー病その他の神経変性疾患、脳血管疾患その他の疾患により日常生活に支障が生じる程度にまで認知機能が低下した状態をいう。
- (2) 家族等 認知症の人の親族その他日常生活において密接な関係を有する人をいう。
- (3) 市民 市内に住所を有する者及び市内において働き、学び、又は活動する個人又は団体をいう。
- (4) 関係機関 市内において認知症の人に対して医療、介護又は福祉サービスを提供する事業者をいう。
- (5) 事業者 市内において事業を行う企業その他の団体または個人をいう。
- (6) 認知症の予防と備え 認知症の予防とは、認知症が生じないように注意し、なることを遅らせ、なっても進行を緩やかにする認知症予防に資する活動をいう。認知症の備えとは、認知症になったとしても安心して暮らすことができるための準備・用意する対策をいう。

【解説】

第2条では、主要な用語の区分の定義を定めています。

第1号では、「認知症」は、物忘れとは異なり、脳の病気により日常生活に支障が生じる程度まで認知機能が低下した状態であることを示しています。65歳未満で発症した認知症を若年性認知症といいます。

第2号から第5号では、認知症の人を中心とし、密接に関わる関係を考慮した順に定義しています。

第2号では、「家族等」は、親族をはじめ、日常生活に密接な関係を有する人をいいます。

第3号では、「市民」は、市内に居住する人だけではなく、市内に通勤、通学する人、市内で活動する人、団体における個人をいいます。また、市民の中には認知症の人及びその家族等（以下、「認知症の人等」という）、区及び老人クラブ等も含まれます。

第 4 号では、「関係機関」は、認知症に関わる、市内で、医療・介護・福祉サービスを提供する事業者をいいます。例えば、医療機関や介護保険サービス事業所などを想定しています。

第 5 号では、「事業者」は、市内において営利目的であるか、または非営利目的であるかを問わず事業を行う個人及び法人、その他の団体をいいます。

第 6 号では、「認知症の予防と備え」は、以下のように定義します。

「予防」とは、病気や災害などが生じないように注意し、前もって防ぐこととされています。認知症の発症や進行の仕組みについて現時点でも解明が不十分であり、根本的な治療薬や予防法は確立されておらず、認知症は誰もがなりうるものであり完璧に予防することは難しいと考えられています。「予防」を強調しすぎると、認知症の人が「予防できなかった人」とみなされる恐れがあり、認知症の人が普段から感じている生きにくさを増幅する危険性も想定されます。一方、令和元年 6 月に取りまとめられた「認知症施策推進大綱」では、運動不足の改善や生活習慣病の予防、社会参加による社会的孤立の解消などを通じて認知症の発症を遅らせたり、進行を緩やかにしたりすることは可能という考え方が示されています。市としては、「予防」という言葉を慎重に取り扱いながらも認知症という病気が生じないように注意し、なることを遅らせ、なっても進行を緩やかにするような活動や生活習慣などリスク低減に資する活動を「予防」と定義します。

「備え」とは、ある事態が起こった場合などに対する準備・用意とされています。誰もが認知症になる可能性があります。認知症についての正しい知識を持ち、相談窓口や利用できるサービスを知り、支え合う仲間を持つことが重要です。認知症になり、判断能力が低下した際に自分の思いを示しておくことなど、認知症になったとしても安心して暮らすことができるための準備・用意をする対策を「備え」と定義します。

(基本理念)

第3条 「笑顔あふれるまち 加茂」の実現のため、認知症施策は、次に掲げる基本理念に基づき、推進するものとする。

- (1) 認知症の人もそうでない人も誰もが積極的に意見を発し、尊厳を保ち、安心して健やかに暮らし続けること。
- (2) 認知症を他人事とせず自分事として向き合い、将来を見据え理解を深め、予防と備えをすること。
- (3) 全ての市民、関係機関及び事業者は相互に連携し、ともに支えあうまちを目指すこと。

【解説】

第3条では、認知症施策を推進するための、基本理念を示しています。

第1号では、認知症の人もそうでない人もともに支えあい、誰もが尊厳を保ちながら安心して健やかに暮らせる共生のまちを実現するには、認知症があっても同じ社会の一員として、認知症のある人の意思が尊重されることが重要です。認知症の人等が有する能力を活かしながら、市において健やかな暮らしを実現するためには、積極的に意見を発する機会を持ち協働して認知症施策を進めていく必要があります。

第2号では、認知症を自分事とし、認知症の正しい理解を深め、認知症になることや、なったとしても、それぞれの段階における認知症の予防と備えのため、市は必要な施策を推進します。市民、関係機関及び事業者は、市が実施する認知症施策及び取り組みに協力することを示しています。

第3号では、認知症は誰もがなりうるものであり、身近な病気です。そのため、市民、関係機関及び事業者が普段から支えあう意識を持つことが重要です。それぞれが自分事と捉え、認知症への理解を深め、それぞれの責務と役割のもとに相互に連携し、ともに支えあうまちを目指します。

(市の責務)

第4条 市は、前条に規定する基本理念にのっとり、認知症の人及びその家族等（以下、「認知症の人等」という）が必要としていることを把握するとともに市民、関係機関及び事業者と連携し、認知症施策を総合的かつ計画的に推進するものとする。

2 市は、認知症施策を総合的かつ計画的に推進するにあたり、認知症の人等が参画し、常に認知症の人等の視点を重視し、意向を尊重しながら必要な配慮を行うものとする。

【解説】

第4条では、条例の目的実現に向け、基本理念を共有し、認知症施策を総合的かつ計画的に推進していくために、市の責務を定めています。

「市」とは、地方自治法第1条の3第2項の普通地方公共団体としての市を指します。

第1項では、市は、条例の目的実現のため、積極的に市民、関係機関及び事業者と連携し、取り組みを推進することが必要であることを定めています。

第2項では、認知症施策は、認知症の人等の視点到ったうえで、意向を尊重し、必要な配慮を行うことが基本であることを定めています。

(市民の役割)

第5条 市民は、誰もが関わる可能性のある認知症を自分事として向き合い、認知症の人等への支援及び自身の将来の予防と備えとして、認知症に関する正しい知識の習得と理解を深めるよう努めるものとする。

2 市民は、認知症の人等が安心して健やかに暮らし続けることができるまちづくりを進めるため、認知症の人等も地域の一員として、全ての市民が交流や見守り等、市民相互の支えあい活動に積極的に取り組むよう努めるものとする。

3 市民は、認知症への予防と備えに努めるとともに、市、関係機関及び事業者が実施する、認知症施策及び取り組みに協力するよう努めるものとする。

【解説】

第5条では、誰もが尊厳を保ちながら安心して健やかに暮らしていくことができる地域の実現のため市民の役割を定めています。

第1項では、基本理念を実現するうえで、認知症を自分事とし、共生のまちの実現のため、一人ひとりが認知症について正しい知識を得るとともに、誰もがなりうる病気であることを理解し、予防と備えの必要性を定めています。

第2項では、担い手が減少していく現状において全ての市民は、社会的孤立の防止や解消、見守りや相談の取り組みに可能な範囲で協力すること、また、その取り組み自体が、自分自身に対する認知症の予防と備えにもつながることを認識し、市民相互の支えあい活動に積極的に取り組む必要性を定めています。

第3項では、市が行う認知症施策、並びに関係機関及び事業者が実施する取り組みに対し、市民は積極的に協力するよう努めることを定めています。

(関係機関の役割)

- 第6条 関係機関は、認知症に関する専門知識及び技能の向上を図り認知症の人等の気持ちを受け止め、良質で適切なサービスを提供するよう努めるものとする。
- 2 関係機関は、認知症の人の状態に応じ、それぞれの関係機関が相互に連携しあい、適切な支援を切れ目なく行うよう努めるものとする。
- 3 関係機関は、市と連携し認知症施策及び取り組みに積極的に協力するよう努めるものとする。

【解説】

第6条では、認知症の人等を支える関係機関の役割を定めています。

第1項では、様々な専門職が専門知識、技術の向上を図りつつ、認知症の人等の思いを受け止め、適切なサービス等を提供することを定めています。

第2項では、認知症の早期発見・早期治療には関係機関相互の連携が重要であり、状態に応じた、切れ目のない適切な支援のため体制整備を行うことを定めています。

第3項では、関係機関は、専門職としての立場から、市と地域課題を共有し、市が行う認知症施策及び取り組みに積極的に協力するよう努めることを定めています。

(事業者の役割)

第7条 事業者は、認知症の人等が利用しやすいサービスを提供できるよう、認知症に関する理解を深め、従業員等に対し必要な認知症に関する正しい知識の習得と理解を深める機会を設け、認知症の人等に適切な配慮を行うよう努めるものとする。

2 事業者は、認知症の人等の、個々の特性や生活状況に応じた働きやすい環境を整備し、就労の継続及び機会の創出に配慮するよう努めるものとする。

3 事業者は、市や関係機関が実施する認知症施策及び取り組みに協力するよう努めるものとする。

【解説】

第7条では、地域社会の一員である事業者の役割を定めています。

市の事業者は、製造業、商店等の中小企業が多いため、認知症の人が安心して地域で生活するうえで、役割が大きいと考えられます。

第1項では、認知症の人等が利用しやすいサービスが提供できるよう様々な業種で、従業員等が認知症を正しく理解し、認知症の人等へ適切な配慮を行い、正しい知識の習得と理解を深める機会を設けるよう努めることを定めています。

第2項では、認知症の人等の就労の継続及び機会の創出への配慮について求めています。

事業者に対し、認知症の人等の就労の継続及び機会の創出とともに、認知症の人の特性や生活状況に応じた配慮を可能な範囲で求めることを定めています。

特に65歳未満で認知症を発症する若年性認知症の人や家族等は仕事に支障が出たり、離職せざるを得ないこともあり、生活に大きな影響を及ぼすため配慮が必要です。

第3項では、事業者の役割として市や関係機関が行う認知症施策及び取り組みに対して協力するよう努めることを定めています。

(認知症の予防と備え)

第 8 条 市は、認知症の予防に資すると考えられる活動の推進と、備えにつながる知識や情報等を得ることができるよう、普及・啓発を行うものとする。

2 市は認知症の早期発見及びその後の容態に応じた適切な支援の実施に向け、相談及び連携の体制づくりを図るものとする。

【解説】

第 8 条は、市が実施する認知症施策のうち、認知症の予防と備えについて定めています。

第 1 項では、予防と備えの普及・啓発の重要性を定めています。予防という言葉を慎重に取り扱いながらも、積極的に施策を推進するため、予防に資するとされる健康増進のための取り組みや、高齢者の社会参加の機会の確保等の予防活動は重要です。軽度認知障害（MCI）においては、健常な状態に戻る可能性があることや、認知症へ進む速度を遅くすることができると言われており、一層の予防活動が重要となります。

備えについては、認知症に対する正しい知識を持ち、必要となる情報を得るとともに、自分の希望を示しておくといった準備を行うことが重要です。たとえ認知症になったとしても慌てることなく生活環境を整えることができ、選択肢の幅も広がります。そのため、市としては積極的に普及・啓発に取り組むことを定めています。

第 2 項では、専門職が認知症の疑いのある人や認知症の人等に対して訪問等を実施し、認知症の早期発見や容態に応じた適切な支援を包括的・集中的な支援を行うなど、相談及び連携協力体制の構築・整備に努めることを定めています。現在、市では、未把握とされる認知症高齢者が約 500 名いると推計しています。軽度認知障害（MCI）の場合は早期に発見し、早期に対応することが必要です。

市は、普段から市民や事業者、かかりつけ医などの関係機関の見守り体制のもと、早期発見・早期受診、その後の適切な対応につながるよう相談及び連携の体制づくりを図ります。

(知識の普及及び人材育成)

- 第9条 市は、認知症の人等が自分の思いを発信できるよう支援し、それを踏まえ、市民、関係機関及び事業者が、認知症に対する正しい知識を持ち、理解を深めることができるよう体制整備を図るものとする。
- 2 市は、学校教育の場において児童、生徒等が認知症を身近なものとして捉えることができるよう、教育機関と連携し、認知症の人や高齢者に関する理解を深めるための教育、交流活動等を推進するものとする。
- 3 市は、市民が正しい知識を持って認知症の人等を支えるため、職域や地域等において認知症サポーターの養成やボランティア活動を積極的に推進するものとする。
- 4 市は関係機関と連携し、医療及び介護に従事する者が、認知症の人等を支援するために必要な知識及び技能の向上を図るものとする。

【解説】

第9条では、市が実施する認知症施策のうち、知識の普及及び人材育成について定めています。

第1項では、認知症の人等が思いを率直に語れるよう支援し、それを踏まえ、市民、関係機関及び事業者へ、本人視点に立った認知症への正しい理解の浸透を図り、市全体で認知症の人等を支えることの必要性を定めています。

第2項では、特に人格形成の重要な時期である子どもや若者へ、認知症や高齢者の理解や正しい知識の普及の重要性を定めています。子どもが高齢者等の変化に最初に気づくことも少なくありません。子どもへの関りを通して、その保護者世代にも認知症への理解が浸透することもあります。子どもから大人まで幅広い市民が交流し、相互に理解を深め共生のまちを実現するため、教育機関と協力し、教育、交流活動を積極的に推進していきます。

第3項では、認知症の人等と密接に関わる市民や事業者へも、認知症に対する正しい知識と理解、相談窓口の周知を行う手段の一つとして、認知症サポーター養成講座開催に積極的に取り組み、認知症サポーターが活動できる場を広げていくことを定めています。

認知症サポーターとは、養成講座を受講し認知症に関する正しい知識を持ち、地域及び職域で認知症の人及びその家族等をできる範囲で手助けする人

をいいます。

なお社会福祉協議会と連携し、認知症サポーターだけでなく、他のボランティア活動も積極的に推進します。

第 4 項では、関係機関が、認知症の人の持てる力に目を向け、地域社会の中で安心して暮らしていけるよう支援していくことの重要性と、認知症の人等への医療・介護現場での対応力の向上、容態に応じた適切なサービスの提供のため、質の向上を図ることを定めています。

(地域づくり及び社会参加の推進)

- 第10条 市は、認知症高齢者をはじめとする高齢者や若年性認知症の人も、地域の一員として役割及び生きがいを持って、その能力を最大限に活かせるような活動や交流を続けることができるよう交通手段の確保等の環境の整備を図るとともに、地域における活動に支援を行うものとする。
- 2 市は認知症の人等の外出時の安全確保と、行方不明となる恐れのある認知症の人を早期に発見及び保護するため、認知症サポーターをはじめとする市民、関係機関及び事業者と連携し、地域における見守り体制の整備、その他必要な支援を行うものとする。
- 3 市は、就労の継続及び機会を希望する高齢者や認知症の人等のために、必要な支援及び社会保障制度が確実に提供されるよう、事業者や関係機関等と連携し取り組むものとする。

【解説】

第10条では、市が実施する認知症施策のうち、地域づくり及び社会参加の促進について定めています。

第1項では、社会参加の場づくりや活動に対する支援を行うことを定めています。認知症高齢者をはじめとする高齢者や若年性認知症の人が、日頃からのコミュニケーションや活動を通じて、顔なじみの関係を構築し、周囲の人が、ちょっとした変化に気づくことが認知症の早期発見・早期対応にもつながります。また、認知症の有無に関わらず住み慣れた地域での活動や交流自体が、認知症の予防と備え、共生社会の実現にもつながります。

移動のための交通手段の確保等の環境整備と、安心して外出できる仕組みづくりへの支援を行うこと、認知症カフェやサロンなどの場づくりをすすめます。

第2項では、認知症の人等の外出時の安全が確保できる環境づくりと、認知症の人の所在不明者 SOS ネットワークの体制強化、認知症サポーターをはじめとする市民、関係機関及び事業者による、さらなる地域での見守り体制の整備を行うことを定めています。

第3項では、高齢者や若年性認知症の人の就労の継続及び機会の創出、並びに認知症の人の家族の就労と介護離職防止、必要とされる社会保障制度へつなげるための支援を行うことを定めています。

認知症の人等が安心して自立した生活を営むためには、必要な社会保障制度

につなげることが重要です。支えとなる制度は、介護、医療、労働等の多岐の分野を横断するため、全体像が複雑で把握が難しいことが特徴です。本項はこれらの課題を横断的に対応していくこととするものです。現状を把握する中で、若年性認知症の人の雇用は難しい状況ですが、今後も若年性認知症支援コーディネーターや障害者就労支援事業所等との関係機関やハローワーク等との支援機関との連携を図ります。

(権利擁護)

- 第11条 市は、認知症の人の権利擁護の推進を図るため、弁護士等や関係機関と連携し必要な施策を行うものとする。
- 2 市は認知症の人の判断能力に配慮した意思決定支援が適切に行われるよう、意思決定支援に関する指針の普及・啓発を行うものとする。
- 3 市は、認知症の人が、基本的人権を有する個人としての尊厳を維持し、尊厳を維持するためにふさわしい日常生活を送ることができるよう、市民へ成年後見制度をはじめとする支援制度が適切に利用できるよう幅広く普及・啓発を行うものとする。
- 4 市は、認知症の人に対する虐待を早期に発見できる体制整備を図り、虐待を防止し、その養護者（ここでは認知症の人を現に養護するものであって施設従事者等以外の養護者をいう）等に対する支援を推進するものとする。

【解説】

第11条では、市が実施する認知症施策のうち、権利擁護について定めています。

第1項では、認知症の人の権利擁護の推進と、複雑化・複合化した課題に的確に対応するため、弁護士等、関係機関や必要に応じて警察等と連携し、必要な施策を実施することを定めています。

第2項では、認知症の人は、認知機能の低下に伴って、意思決定が難しくなることがあります。しかし、認知症になっても、記憶や感性の全てが失われるわけではありません。認知症の人の意思を尊重し、その意思の実現に向けて、社会生活を営むうえで障壁となるものをできるだけ取り除く取り組みを推進することを定めています。

第3項では、成年後見制度等の普及・啓発に関する市の役割を定めています。認知症の人が基本的人権を有する個人として尊厳を維持し、尊厳を維持するためにふさわしい日常生活を送ることができるよう、市は成年後見制度に限らず、福祉サービスの利用援助など、様々な事業の中で、一人ひとりに対応した相談や支援をするために、普及・啓発を行うことを定めています。

第4項では、認知症の方の尊厳を保つことができるよう、認知症の人に対する虐待を早期に発見できる体制整備に取り組むことを定めています。虐待を受けた認知症の人の安全の確保、養護者に対する負担軽減など、虐待防止につな

がる支援や現に起きている虐待に対して養護者への支援に関する市の役割を定めています。

(認知症施策検討委員会)

第12条 市長は、認知症施策を推進し、認知症施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、加茂市認知症施策検討委員会を置く。

【解説】

第12条では、認知症を生活全般に関わる課題として捉え、多様な主体が連携し、条例の基本的理念に基づき、認知症施策を総合的かつ計画的に実施することが重要です。認知症施策推進計画を策定し、定期的に検証を行い、必要に応じてその内容を見直すため認知症施策検討委員会の設置を定めています。

(財政上の措置)

第13条 市は認知症施策を推進するために必要な財政上の措置を講ずるものとする。

【解説】

第13条では、認知症施策を推進するため、他の施策との関係や財政状況などを総合的に勘案しながら、必要な財政措置を講じることを定めています。